

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)

改 正 案	現 行
<p>第一条・第一条の二 (略)</p> <p>(新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)</p> <p>第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合と合とする。</p> <p>一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。</p> <p>二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。</p> <p>三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合(その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。</p>	<p>第一条・第一条の二 (略)</p> <p>(新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)</p> <p>第二条 法第三条ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。</p> <p>二 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者が、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出て、その新規化学物質の製造又は輸入が次のイ及びロに該当する旨の確認を受けた場合において、その確認を受けたところに従つてその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。</p> <p>イ その新規化学物質の一年間の製造数量又は輸入数量(その新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にあつては、これらを合計した数量)が一トン以下であること。</p> <p>ロ その新規化学物質について既に得られている知見等から判断</p>

<p>厚生労働大臣</p>	<p>2 ()であつて、その新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。</p> <p>2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。</p> <p>()審査の特例等の対象となる場合()</p> <p>第二条の二 法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。</p> <p>第三条～第六条 (略)</p> <p>()審議会等で政令で定めるもの()</p> <p>第七条 法第四十一条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>2 して、その新規化学物質による環境の汚染が生じ、人の健康を損なつおそれがないこと。</p> <p>2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第二号の規定による申出に係る一年間の製造数量及び輸入数量を合計した数量が一トンを超える場合には、同号の確認をしてはならない。</p> <p>()新設()</p> <p>第三条～第六条 (略)</p> <p>()審議会等で政令で定めるもの()</p> <p>第七条 法第四十一条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>薬事・食品衛生審議会</p>
<p>厚生労働大臣</p>	<p>薬事・食品衛生審議会</p>

<p>2 法第四十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>化学物質審議会</p>
	<p>環境大臣</p>	<p>中央環境審議会</p>
	<p>経済産業大臣</p>	<p>化学物質審議会</p>
	<p>環境大臣</p>	<p>中央環境審議会</p>